

令和 4 年

第 1 回臨時輪之内町議会議録

令和 4 年 5 月 12 日 開会

令和 4 年 5 月 12 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回 臨時 輪之内町議会 会議録目次

5月12日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長の選挙	5
副議長辞職の件	7
副議長の選挙	8
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	10
安八郡広域連合議員の選挙	11
議案上程	11
町長提案説明	11
議第24号（提案説明・質疑・討論・採決）	13
議第25号（提案説明・質疑・討論・採決）	16
閉会	18
会議録署名議員	19

令和4年5月12日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和4年5月12日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 議案上程
- 日程第8 町長提案説明
- 日程第9 議第24号 専決処分の承認について
輪之内町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議第25号 専決処分の承認について
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第10までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4までの各事件

○出席議員（7名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（1名）

6番	上野賢二
----	------

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
調 整 監 (住民・福祉) 兼 住 民 課 長	中 島 良 重	教 育 課 長	野 村 みどり
福 祉 課 長	伊 藤 早 苗	経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	産 業 課 長	松 井 和 明
土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時30分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は7名です。

議員定足数に達しておりますので、令和4年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番 浅野重行君、7番 高橋愛子君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和3年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

○副議長（小寺 強君）

会議を開きます。

議長 田中政治君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長(小寺 強君)

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

(議長 田中政治君退場)

○副議長(小寺 強君)

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(中島広美君)

失礼します。

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。令和4年5月12日、輪之内町議会議長 田中政治。輪之内町議会副議長様。以上
でございます。

○副議長(小寺 強君)

お諮りします。

田中政治君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、田中政治君の議長の辞職を許可することに決定しました。

田中君の入場を求めます。

(9番 田中政治君入場)

○副議長(小寺 強君)

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○副議長(小寺 強君)

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票をお願いします」の声あり)

○副議長(小寺 強君)

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(小寺 強君)

ただいまの出席議員数は7名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長(小寺 強君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(小寺 強君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(小寺 強君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 大橋慶裕君から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(小寺 強君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(小寺 強君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（小寺 強君）

選挙の結果を報告します。

投票票数7票、有効投票7票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、田中政治君6票、浅野進君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.75票です。

したがって、田中政治君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（小寺 強君）

ただいま議長に当選されました田中政治君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

田中政治君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

田中政治君。

○9番（田中政治君）

一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

先ほどは、議長選挙におきまして選んでいただきました。ありがとうございます。

今年は、私たち議員の4年目ということで、また来期に向かって新しい一步を踏み出すための最後の仕上げになる年かなというふうに思っております。そんな中で、議員の皆さんと一丸となって議会活動がますます活発になり、町民の皆さんに信頼をしていただけるような、議会として認めていただけるような活動をしていきたいというふうに思っております。皆さんの御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（小寺 強君）

田中政治議長、議長席にお着きをお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前9時44分 休憩)

(午前9時45分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 小寺強君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって小寺強君の退場を求めます。

(副議長 小寺強君退場)

○議長（田中政治君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中島広美君）

失礼します。

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。令和4年5月12日、輪之内町議会副議長 小寺強。輪之内町議会議長様。以上
でございます。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

小寺強君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、小寺強君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

小寺強君の入場を求めます。

(8番 小寺強君入場)

○議長（田中政治君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票をお願いします」の声あり）

○議長（田中政治君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票にすることといたします。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は7名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に浅野進君、高橋愛子君、小寺強君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（田中政治君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（田中政治君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 大橋慶裕君から順番に投票を願います。

（投票）

○議長（田中政治君）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

浅野進君、高橋愛子君、小寺強君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（田中政治君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数7票、有効投票のうち、林日出雄君6票、浅野進君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.75票です。

したがって、林日出雄君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（田中政治君）

ただいま副議長に当選されました林日出雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

林日出雄君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま荣誉ある輪之内町議会の副議長に御選任いただき、大変光栄に存じますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。

今まさにその責任の重さを痛感しているところでございますが、何事にも失敗を恐れず、挑戦する気持ちを持って田中議長をしっかりと補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら令和の時代にふさわしい議会運営と、輪之内町のさらなる発展に向けてスピード感のある政策実現に努めてまいり所存でございます。

議員各位並びに執行部の皆様には、今後ともなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございます。甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（田中政治君）

日程第4から日程第6までを一括議題といたします。

暫時休憩をいたします。

(午前9時56分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名をしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をいたします。

総務産業建設常任委員会委員には、大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員には、大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治を指名いたします。

議会運営委員会委員には、上野賢二君、小寺強君、高橋愛子君、林日出雄君を指名いたします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定により、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定をいたしました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩をします。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長 大橋慶裕君、副委員長 小寺強君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 浅野重行君、副委員長 小寺強君です。

議会運営委員会は、委員長 上野賢二君、副委員長 小寺強君です。

○議長（田中政治君）

日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

安八郡広域連合議員には、浅野重行君、林日出雄君、田中政治を指名します。

○議長（田中政治君）

日程第7、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第8、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

吹く風も、はや夏めいてまいりました。ぼちぼち梅雨どきかなと思っておりますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、先ほどは議長をはじめ、議会の構成も行われ、体制が確立をされました。今後も議会と執行部との連携を密にしながら、住民本位の行政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、本年のゴールデンウィーク、昨年、一昨年とは違ってコロナ感染防止の特別措置がなされない状況の中、各地の観光地では多くの観光客でにぎわっておりました。しかし、一方で感染者数は高止まり傾向にあり、今後の推移が懸念されるところであります。

そして、もっと懸念されるのは円安による日常生活の圧迫であります。御案内のように先般円相場が二国間為替レートとしては20年ぶりに1ドル130円台をつけ、円の国際

的な実力を示す実効為替レートというのがありますけれども、これに至っては、1970年代前半並みの歴史的な低水準という状況になっております。

脱炭素、コロナ禍にロシアのウクライナ侵攻が加わり、資源価格は軒並み急騰、資源の大半を輸入に頼らざるを得ない日本は、調達コストが円安で一層重くなっている状況であります。こうした幾重にも重なったインフレ圧力で、企業物価は上昇の一途をたどり、消費者物価もじりじり上がり始め、我々国民の負担感は高まっております。

一方で、輸出企業の円安メリット、今までは円安は輸出企業にとって有利と言われてきたんですが、その有利さは従来に比して小さくなってきております。まさに先行きの不安感が増すばかりの日本経済になりつつあります。

そして、この先もいろんな有識者の見解では、円安圧力は相変わらず続くであろうと言われております。その背景には、欧米と比較して低い日本の成長率、日本だけのゼロ金利政策の継続、そして為替の需要構造の変化と言われております。いろいろ原因はあろうと思いますが、一番注目すべきなのは、中でも為替の需要構造の変化が最大のリスクであろうと、そんな論調があります。

2021年3月の統計調査では、日本の家計における資産保有状況は54.3%が資産を現預金で保有していると、そういうふうになっております。今後のリスクは家計部門にも円安の影響が大きな影を落とすことにより、その資産を円で保有していること自体が損でありリスクであると。こんな認識が支配的になったときに、家計部門の円売り主導で円相場が一段と下落する、それが真の円安リスクであろうと言われております。

ただ、我々としては、日銀や政府の金融・経済政策を注視し、自己防衛するしかありませんけれども、先ほど申し上げた幾重にも重なった要因の一つであるロシアによるウクライナへの侵攻の停戦合意、資源・エネルギー価格の鎮静化と安定供給、そして高止まりしているコロナウイルス感染者数の一日も早い終息を願うばかりであります。

ちなみに東海地方の経済状況に関する東海財務局の4月時点の総括判断というのがありますけれども、これによると、先行きについては、経済・社会活動が正常化に向かう中で景気が緩やかに回復していくことが期待されると。ただし、新型コロナ感染症の状況や海外情勢の変化等の先行き不透明感が見られる中で、原材料価格等の上昇による企業収益や個人消費への影響、供給面での制約による経済活動の停滞等の下振れリスクに十分注意する必要があると、こういう総括がなされております。これをどう読むかということです。私としては、これは景気の先行きの不透明感を排除していない、そんな点に留意をすべきものと受け止めております。

さて、それでは本日提出させていただきます議案の提案内容について、御説明を申し上げます。

提出議案は、専決処分2件でございます。

議第24号の専決処分の承認につきましては、地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分、また議第25号も専決処分についてありますが、同じく地方税法等の改正に伴い、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をそれぞれ3月31日付で専決処分しましたので、議会に報告し、その承認を求めます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第24号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第24号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、令和4年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるとする。令和4年5月12日提出、輪之内町長でございます。

次の2ページが専決処分書になります。

今回の専決処分につきましては、地方税法等が改正されたことにより、輪之内町税条例等の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めます。

主な改正点は、個人町民税の扶養親族申告書の記載事項の追加、住宅ローン控除の適用期限の延長などの改正に加えて、軽自動車税種別割の納期等の改正になります。

改正部分は新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表1ページをお開きください。

改正は施行日を基に2条立てで構成しておりますので、第1条による改正から説明させていただきます。

初めに、第26条、個人町民税の所得割の課税標準についてです。

第4項の上場株式等の特定配当等及び、次のページ、2ページの第6項、特定株式等譲渡所得には、申告不要、総合課税、申告分離課税の3つの課税方式がありますが、これらの適用を所得税と一致させるものです。よって、現行は個人町民税の納税通知書送達前までに申告すれば、所得税と異なる課税方式を選択できますが、確定申告書に総合課税または申告分離課税の記載がある場合は、申告不要を適用しないこととするものです。

次に、2ページの第26条の8、寄附金税額控除については、令和3年度までの経過措置が終了したことにより、現行の括弧内の規定を削除するものです。

次に、3ページの第26条の10、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除については、1ページの第26条の改正と同様に確定申告書の記載によって控除するよう改正するものです。

次に、4ページの第28条の2、町民税の申告及び5ページの第28条の3、所得税に係る更正または決定事項の申告義務については、法律改正に併せて規定を整備するものです。

次に、6ページの第28条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書については、賦課に必要な情報を確実に把握できるよう、記載事項の第2号に配偶者の氏名を追加し、続く第28条の3の3、公的年金等受給者の扶養親族等申告書では、退職手当等に係る所得を有する特定配偶者及び扶養親族を有する者について、申告書の提出義務を追加するものです。

次、7ページの下ですね。32条の6、法人の町民税の申告納付から、8ページの下第34条の7、特別徴収税額の納入の義務等については、法律改正による項ずれを反映するものです。

最後に、9ページの第67条、種別割の賦課期日及び納期について、令和4年度税制改正に加えて、第2項の軽自動車税の種別割の納期を現行の4月11日から同月30日までを5月1日から同月31日までに改正するものです。軽自動車税の種別割につきましては、令和5年度から納付書類にQRコードを印字して電子納税が可能となりますので、全国の政令指定都市と納期限を同じ日とさせていただくものです。

次からは附則に関する改定です。

9ページの第6条の3の2は、住宅借入金等特別控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするものです。

以下、21ページまで法律改正に併せて各規定を整備するものです。

続いて、22ページをお開きください。

第2条による改正は、昨年令和3年度改正分について、今回の地方税法の改正に伴う文言及び適用条文等を反映するものです。

第1条は扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備、附則は町民税に関する経過措置の規定を整備するものです。

もう一度議案書の6ページにお戻りください。

附則の施行期日について説明させていただきます。

6ページの附則第1条では、この改正条例は令和4年4月1日から施行するものとし、ただし書で、各号に定める日から施行すると定めております。

附則第2条及び第3条は、各税目に関する経過措置を規定したものでございます。

以上で、議第24号の説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしく
お願いします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

条文の中で、初めて私こういう言葉を見たんですけども、11ページの中に熱損失防
止改修等住宅というふうに書いてあるんですが、これはどういうようなことを言ってお
るんでしょうか。

○議長（田中政治君）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

11ページの熱損失防止改修等住宅は、改修工事の工法の一つで、住宅改修の際にこの
熱防止対策をした住宅が対象になるということなんですけれども、室温が上がらないよ
うにする改修方法です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

よく分からないんですけれども、これは具体的に言うと、どんなような工事を言っ
ておるんですか、改修工事の中で。

○議長（田中政治君）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

断熱材とか指定された改修になると思います。

○5番（浅野 進君）

分かりました。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第24号についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。
これから議第24号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第24号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第25号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
税務課長から議案説明を求めます。
税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは説明させていただきます。
議案書の8ページをお開きください。
議第25号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、令和4年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和4年5月12日提出、輪之内町長でございます。
次の9ページが専決処分書になります。
今回の専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、輪之内町国民健康保険税条例等の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。
主な改正点は、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げと文言を改正するものです。
改正部分は新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表の23ページをお開きください。

初めに、第2条課税額について、国民健康保険税は国保加入者の医療費などに充てる基礎課税額と、後期高齢者の方の医療費を支援する後期高齢者支援金等課税額と、40歳から64歳までの方のみ負担する介護納付金課税額の3つを合わせたものですが、このう

ち基礎課税額に係る課税限度額を現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の「19万円」から「20万円」にそれぞれ引き上げるものです。介護保険分は現行の17万円を据置きいたします。

次の第23条、国民健康保険税の減額についても、第2条と同様に基礎課税額及び後期高齢者支援金分等の課税限度額を引き上げるものです。

次に、24ページの附則第2項については、条文の文言中、「同条中」を「同項中」に改正するものです。

もう一度議案書の10ページにお戻りください。

附則第1項では、この改正条例は令和4年4月1日から施行するものとし、附則第2項は適用区分を定めたものでございます。

以上で、議第25号の説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点だけ考え方をお聞かせいただきたいんですけども、この国保の限度額63万円から65万円になったということです。

例えば、年間所得が2,000万とか5,000万のある人でも、限度額はこの程度になるということですよ。これは限度額がかえってないほうがいいんじゃないでしょうか。その所得に合わせて払っていただければいいんじゃないでしょうか。どんなふうに考えておられますか。

○議長（田中政治君）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

課税限度額につきましては、上位法のほうで定めておりますので、そちらに準じておりますが、輪之内町の国保加入者で試算いたしますと、昨年度の本算定時において限度額を超える世帯数が23世帯、金額として600万円ほど超過している課税額がありますが、この部分が本来限度額がなければ課税対象となったということですが、地方税法等に準じて賦課限度額については設定をするものと考えております。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第25号についての討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全て終了しました。

令和4年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

(午前10時59分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月12日

輪之内町議会 議長 田中政治

新議長 田中政治

副議長 小寺強

署名議員 浅野重行

署名議員 高橋愛子